

事務連絡
平成22年9月10日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第342号)が公布され、平成22年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成22年10月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

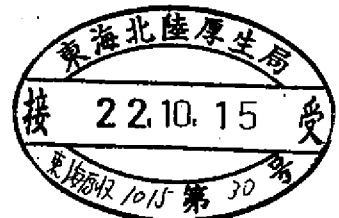
1 別表Ⅱ区分049を次のように改める。

049 白血球吸着用材料

- (1) 一般用
- (2) 低体重者・小児用

B00204901

B00204902



2 別表Ⅱ区分079の(2)中「頭蓋骨用以外」を「人工関節固定用」に改め、同区分に次のように加える。

(3) 脊椎用 B00207903

3 別表Ⅱ区分086の(1)を次のように改める。

(1) リードセット

① 4極 B0020860101

② 16極以上 B0020860102

4 別表Ⅱ区分087に次のように加える。

(5) 疼痛除去用(16極以上用)充電式 B00208705

5 別表Ⅱ区分126の(3)を次のように改める。

(3) ベントカテーテル

① シングルルーメン B0021260301

② ダブルルーメン B0021260302

6 別表Ⅱ区分133の(9)に次のように加える。

④ 脳血栓除去用 B0021330904

7 別表Ⅱ区分133に次のように加える。

(16) 狭窄部貫通用カテーテル B00213316

8 別表Ⅱに次のように加える。

163 膀胱尿管逆流症治療用注入材 B002163

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）」に記載する機能区分コードについての一部改正について
 (参考)
 (傍線の部分は改正部分)

現 行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
049 白血球吸着用材料	B002 049 01
(1) 一般用	B002 049 02
(2) 低体重者・小児用	
079 骨セメント	B002 079 01
(1) 頭蓋骨用	B002 079 02
(2) 人工関節固定用	B002 079 03
(3) 骨髄用	
086 骨髄刺激装置用リード	B002 086 01
(1) リードセット	B002 086 01 01
① 4極	B002 086 01 02
② 16極以上	
(2) アダプター	B002 086 02
埋込型脳・脊髄電気刺激装置	B002 087 01
(1) 疼痛除去用 (4極用)	B002 087 02
(2) 疼痛除去用 (8極用)	B002 087 03
(3) 振動刺激用 (4極用)	B002 087 04
(4) 疼痛除去用 (16極以上用)	B002 087 05
(5) 疼痛除去用 (16極以上用) 充電式	
126 体外循環用カニューレ	B002 126 01 01
(1) 送脈血カニューレ	B002 126 01 02
① シングル標準	B002 126 01 03
② シングル強化	B002 126 01 04
③ 2段標準	
④ 2段強化	
(2) 心筋保護用カニューレ	B002 126 02 01
① ルート	B002 126 02 02
② コロナリー	B002 126 02 03
③ レトロ	
(3) ペントカテーター	B002 126 03 01
① シングルルーメン	B002 126 03 02
② ダブルルーメン	B002 126 04
(4) 経皮的挿入用カニューレ	
血管内手術用カテーター	
(9) 血栓除去用カテーター	
① バルーン付き	B002 133 09 01 01
ア 一般型	B002 133 09 01 02
イ 極細型	B002 133 09 01 03
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 02
② 残存血栓除去用	B002 133 09 03
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 04
④ 脳血栓除去用	
(16) 絮状物普通用カテーター	
163 膀胱尿管普通用治療用注入材	B002 163

改正後

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
049 白血球吸着用材料	B002 049 01
(1) 一般用	B002 049 02
(2) 低体重者・小児用	
079 骨セメント	B002 079 01
(1) 頭蓋骨用	B002 079 02
(2) 人工関節固定用	B002 079 03
(3) 骨髄用	
086 骨髄刺激装置用リード	B002 086 01
(1) リードセット	B002 086 01 01
① 4極	B002 086 01 02
② 16極以上	
(2) アダプター	B002 086 02
埋込型脳・脊髄電気刺激装置	B002 087 01
(1) 疼痛除去用 (4極用)	B002 087 02
(2) 疼痛除去用 (8極用)	B002 087 03
(3) 振動刺激用 (4極用)	B002 087 04
(4) 疼痛除去用 (16極以上用)	B002 087 05
(5) 疼痛除去用 (16極以上用) 充電式	
126 体外循環用カニューレ	B002 126 01 01
(1) 送脈血カニューレ	B002 126 01 02
① シングル標準	B002 126 01 03
② シングル強化	B002 126 01 04
③ 2段標準	
④ 2段強化	
(2) 心筋保護用カニューレ	B002 126 02 01
① ルート	B002 126 02 02
② コロナリー	B002 126 02 03
③ レトロ	
(3) ペントカテーター	B002 126 03 01
① シングルルーメン	B002 126 03 02
② ダブルルーメン	B002 126 04
(4) 経皮的挿入用カニューレ	
血管内手術用カテーター	
(9) 血栓除去用カテーター	
① バルーン付き	B002 133 09 01 01
ア 一般型	B002 133 09 01 02
イ 極細型	B002 133 09 01 03
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 02
② 残存血栓除去用	B002 133 09 03
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 04
④ 脳血栓除去用	
(16) 絮状物普通用カテーター	
163 膀胱尿管普通用治療用注入材	B002 163

現 行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
049 白血球吸着用材料	B002 049 01
(1) 一般用	B002 049 02
(2) 低体重者・小児用	
079 骨セメント	B002 079 01
(1) 頭蓋骨用	B002 079 02
(2) 人工関節固定用	B002 079 03
(3) 骨髄用	
086 骨髄刺激装置用リード	B002 086 01
(1) リードセット	B002 086 01 01
① 4極	B002 086 01 02
② 16極以上	
(2) アダプター	B002 086 02
埋込型脳・脊髄電気刺激装置	B002 087 01
(1) 疼痛除去用 (4極用)	B002 087 02
(2) 疼痛除去用 (8極用)	B002 087 03
(3) 振動刺激用 (4極用)	B002 087 04
(4) 疼痛除去用 (16極以上用)	B002 087 05
(5) 疼痛除去用 (16極以上用) 充電式	
126 体外循環用カニューレ	B002 126 01 01
(1) 送脈血カニューレ	B002 126 01 02
① シングル標準	B002 126 01 03
② シングル強化	B002 126 01 04
③ 2段標準	
④ 2段強化	
(2) 心筋保護用カニューレ	B002 126 02 01
① ルート	B002 126 02 02
② コロナリー	B002 126 02 03
③ レトロ	
(3) ペントカテーター	B002 126 03 01
① シングルルーメン	B002 126 03 02
② ダブルルーメン	B002 126 04
(4) 経皮的挿入用カニューレ	
血管内手術用カテーター	
(9) 血栓除去用カテーター	
① バルーン付き	B002 133 09 01 01
ア 一般型	B002 133 09 01 02
イ 極細型	B002 133 09 01 03
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 02
② 残存血栓除去用	B002 133 09 03
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 04
④ 脳血栓除去用	
(16) 絮状物普通用カテーター	
163 膀胱尿管普通用治療用注入材	B002 163